

■ バリアフリー化の基本的な考え方

バリアフリー化の整備を進める際は、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、全ての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物等の整備を実現していくことを目標とします。

各施設設置管理者は、移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めます。また、大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとします。

■ 教育啓発特定事業（心のバリアフリー）

令和2年5月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、市町村が定める基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリーに関する事業である「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリー化に向けた各種啓発・広報活動及び幅広い教育活動等の推進に努めることとされています。

また、事業者・施設設置管理者は、高齢者、障害者等に対して、適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練に努めることとされています。

緑区バリアフリー基本構想では、教育啓発特定事業として、「障害者に対する啓発活動の実施」や「移動等円滑化を図るために必要な教育訓練」を位置づけています。

■ 基本構想作成後の事業推進にあたって

- ◆横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、円滑な事業の推進に努めることとします。
- ◆横浜市は、事業者及び高齢者、障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとします。
- ◆事業者は、特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者、障害者等の意見を反映させることとします。
- ◆市民は、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーの心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとします。
- ◆横浜市は、事業の進捗管理や事業評価を継続して実施していくこととします。
- ◆横浜市と事業者は連携して、事業の進捗状況及びバリアフリー化された施設の位置や利用案内について、広報に努めることとします。
- ◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行います。

«お問い合わせ先»

■横浜市道路局 計画調整部 企画課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL: 045-671-4086 FAX: 045-651-6527 Eメール: do-barrierfree@city.yokohama.jp

■横浜市緑区役所 総務部 区政推進課 企画調整係(4階42番窓口)

〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地

TEL: 045-930-2217 FAX: 045-930-2209 Eメール: md-kikaku@city.yokohama.jp

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、緑区役所区政推進課広報相談係(1階10番窓口)及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。

横浜市緑区バリアフリー基本構想

検索

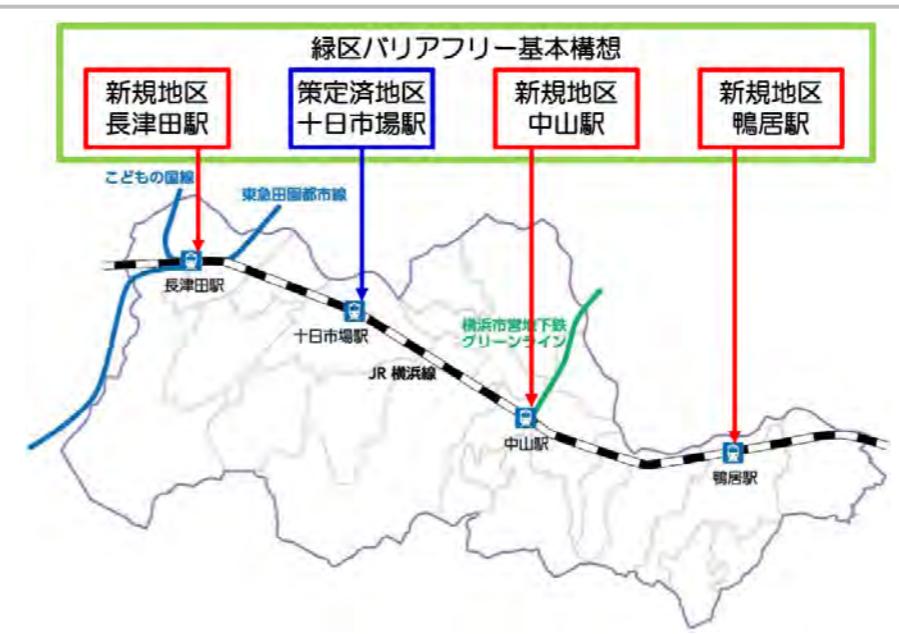
緑区バリアフリー基本構想

長津田駅周辺地区、中山駅周辺地区、鶴居駅周辺地区

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（バリアフリー基本構想）を作成するよう努めるものとされています。

横浜市では、平成28年度末に各区1地区で基本構想の作成が完了し、現在は、2巡目として、作成済み地区の見直し（スパイラルアップ）も含めて、区ごとに区内の複数の駅周辺で検討し、1つの基本構想として作成しています。

緑区では、平成28年度に十日市場駅周辺地区においてバリアフリー基本構想を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。今回、長津田駅、中山駅、鶴居駅の3駅周辺地区を新規重点整備地区とする新たな基本構想の検討を進め、「緑区バリアフリー基本構想」を作成しました。



参考：バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第25条に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区※1）において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

基本構想では、重点整備地区、生活関連施設※2、生活関連経路※3及び特定事業※4を定めます。

なお、基本構想作成後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、原則、基本構想作成から概ね5年後を目標に事業を実施することになります。

※1 「重点整備地区」

生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

※2 「生活関連施設」

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設

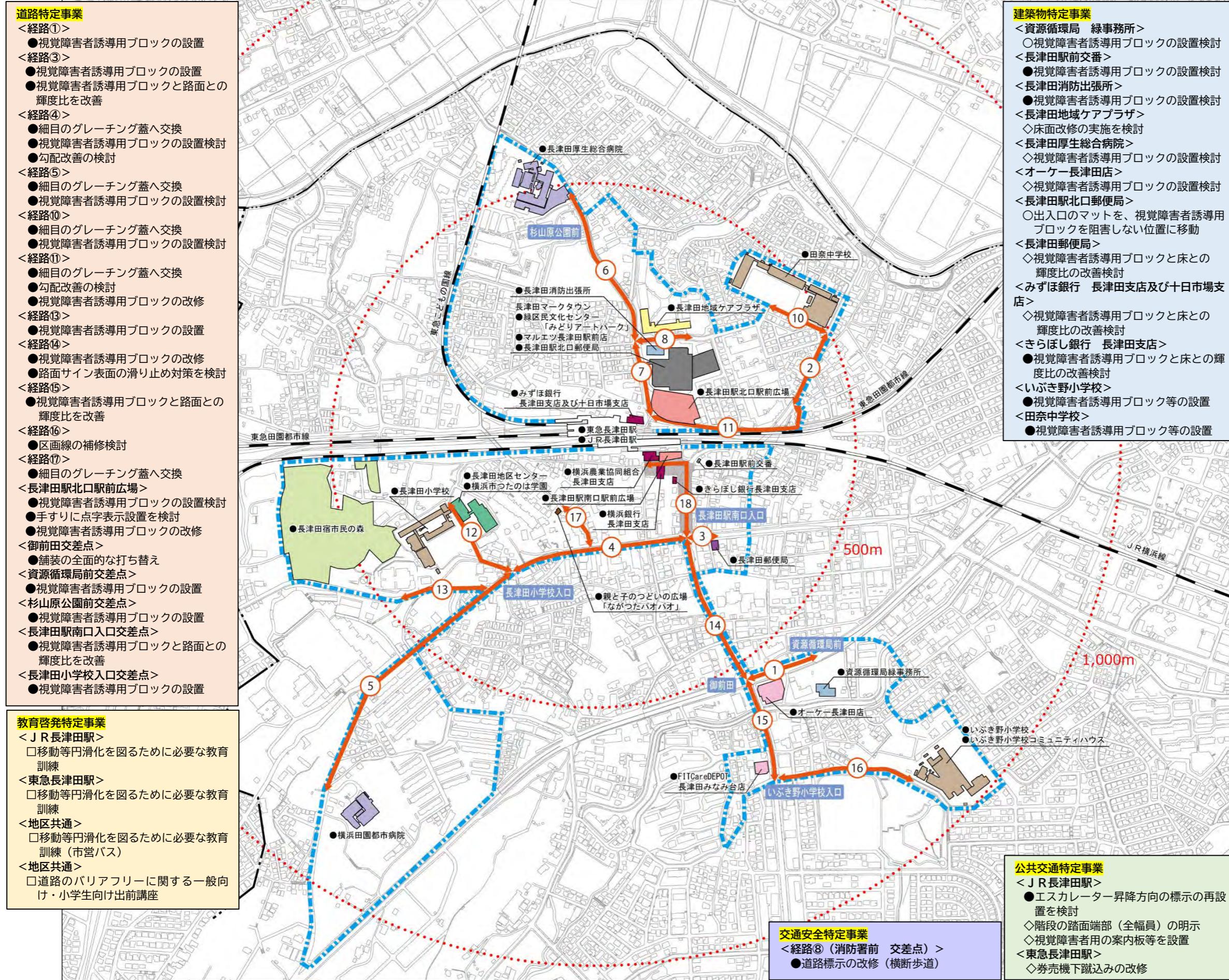
※3 「生活関連経路」

生活関連施設間を結ぶ経路

※4 「特定事業」

生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの

■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（長津田駅周辺地区）



長津田駅周辺地区

重点整備地区

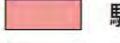


重点整備地区の区域

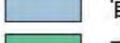
生活関連施設



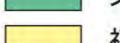
旅客施設



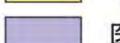
駅前広場・バスターミナル



官公庁等行政施設



文化施設



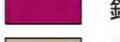
福祉施設



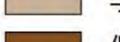
医療施設



商業施設



郵便局



銀行・信用金庫・農協



学校



保育施設



公園



複合施設



その他

都市計画道路長津田駅南口線（事業中）



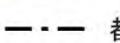
生活関連経路



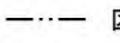
経路番号



交差点名



都道府県界



区界

●：令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業

○：令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業

◇：今後機会を捉えて検討する事業

□：過去から継続して実施している、継続的に実施する事業

0 100 200 300m

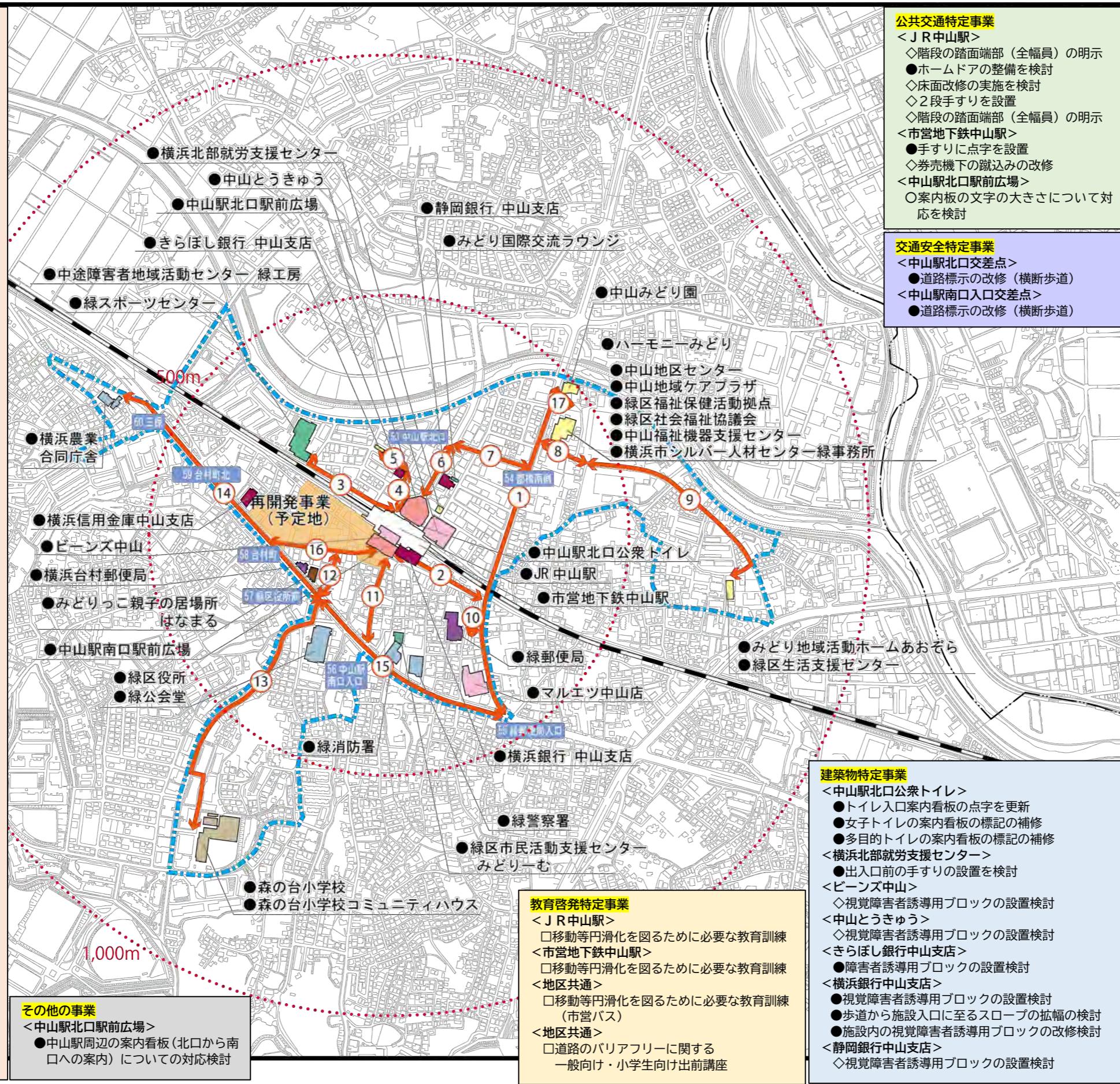


【横浜市地形図複製承認番号 令5建都計第9005号】

■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（中山駅周辺地区）

道路特定事業

- <経路①>
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - 視覚障害者に対する踏切の安全対策について検討
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <経路②>
 - 細目のグレーチング蓋へ交換
- <経路③>
 - 細目のグレーチング蓋へ交換
- <経路⑦>
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - 歩道境界ブロックの補修
 - 雨水樹の蓋をバリアフリータイプへ交換
 - 歩道境界ブロックの段差を改善
 - 視覚障害者誘導用ブロックの補修
- <経路⑧>
 - 歩道境界ブロックの段差を改善
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- <経路⑨>
 - 勾配の改善
 - 細目のグレーチング蓋へ交換
- <経路⑩>
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置
 - 舗装補修による段差改善
- <経路⑪>
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置
- <経路⑫>
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <経路⑬>
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討
 - 視覚障害者誘導用ブロックの補修
- <経路⑭>
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <経路⑮>
 - マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - 歩道境界ブロックの段差を改善
- <ラブニールなかやま'85>
 - 2段手すりの設置
 - 手すり端部に点字表示を設置
 - 滑りにくい路面への改修を検討
 - 視覚障害者誘導用ブロックと床面との輝度比を改善
- <中山駅北口駅前広場>
 - マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置
 - 舗装補修による段差改善
 - バス車両の停車位置の見直しを検討
- <都橋南側交差点>
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- <緑郵便局入口交差点>
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <中山駅南口入口交差点>
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- <緑区役所前交差点>
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- <台町交差点>
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- <交差点（旧 緑警察署前交差点）>
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置



中山駅周辺地区

重点整備地区

■ 重点整備地区の区域

生活関連施設

- 旅客施設
- 駅前広場・バスターミナル
- 官公庁等行政施設
- 文化施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 商業施設
- 郵便局
- 銀行・信用金庫・農協
- 学校
- 保育施設
- 公園
- 複合施設
- その他
- 再開発事業予定地（南口）

生活関連経路

○ 経路番号

△ 交差点名

— 都道府県界

--- 区界

●：令和 10 年度（2028 年度）までの整備を目標に実施する事業

○：令和 15 年度（2033 年度）までの整備を目標に実施する事業

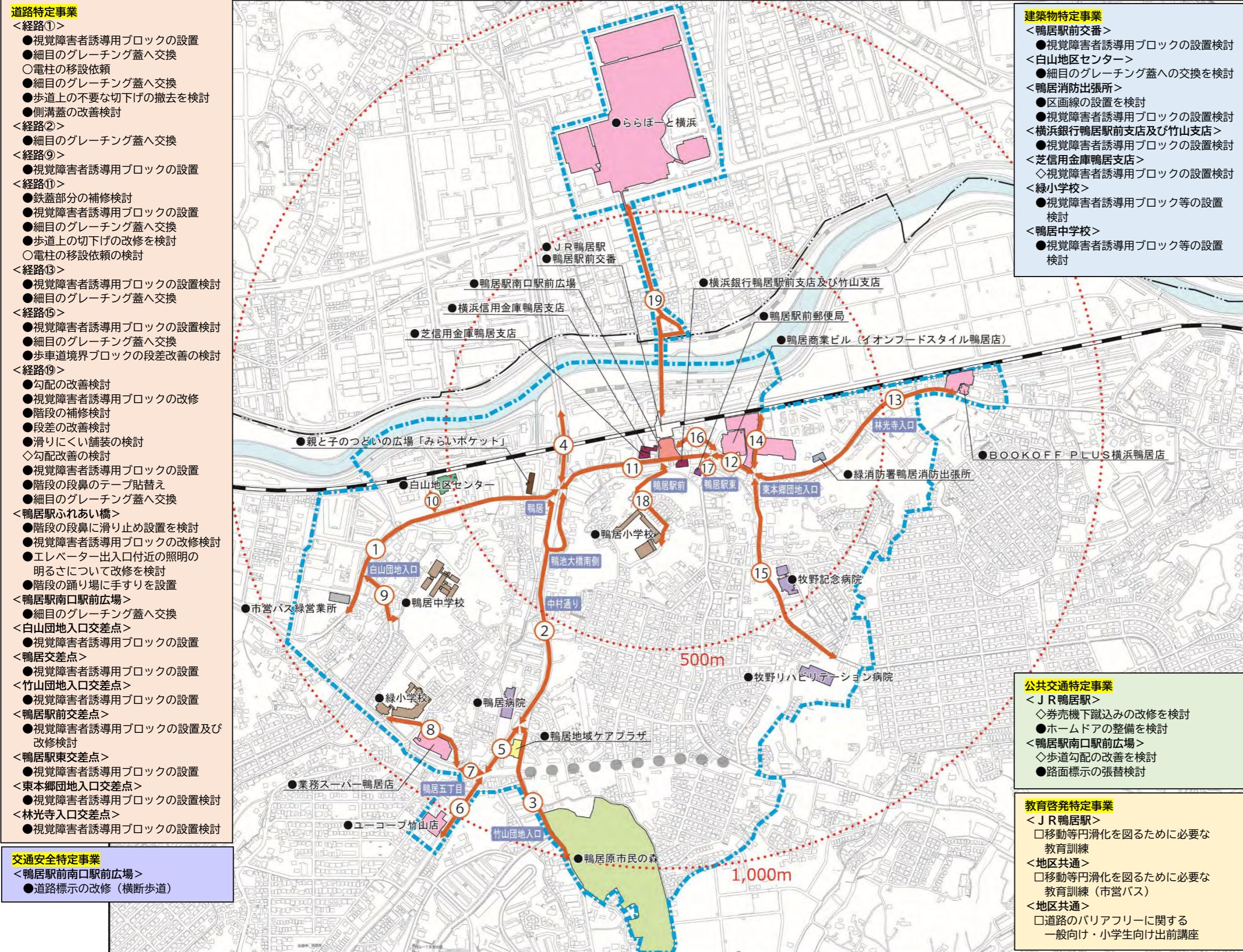
△：今後機会を捉えて検討する事業

□：過去から継続して実施している、継続的に実施する事業

0 100 200 300 m



■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（鴨居駅周辺地区）



鴨居駅周辺地区

重点整備地区

□ 重点整備地区的区域

生活関連施設

- 旅客施設
- 駅前広場・バスターミナル
- 官公庁等行政施設
- 文化施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 商業施設
- 郵便局
- 銀行・信用金庫・農協
- 学校
- 保育施設
- 公園
- 複合施設
- その他
- 都市計画道路山下長津田線（事業中）

← 生活関連経路

○ 経路番号

△ 交差点名

— 都道府県界

—・— 区界

●：令和 10 年度（2028 年度）までの整備を目標に実施する事業

○：令和 15 年度（2033 年度）までの整備を目標に実施する事業

△：今後機会を捉えて検討する事業

□：過去から継続して実施している、継続的に実施する事業

0 100 200 300 m

